

## 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

### ■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

### ■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをお願いします。

お問い合わせ先：札幌道税事務所自動車税部

【電話】011-746-1190 ※自動音声でご案内します。

【<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>】

## 年 金 あ れ こ れ

## ～国民年金の加入の方法～

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法が異なります。

種 別		納付方法
第1号被保険者	農業者、自営業者、学生、無職の方など。加入手続きはご自身が、役場で行います。	ご自身で納付します。 (加入手続き後、納付書が郵送されます)
第2号被保険者	会社員（厚生年金）、公務員（共済組合）の加入者。加入手続きは、勤務先が行います。	勤務先が納付します。 (給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されていて、原則として年収130万円未満の配偶者の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。	ご自身での納付は不要です。 (配偶者が加入する制度が負担します)

次のようなときは手続きが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要なもの
●厚生年金加入者が会社等を退職した	第2号被保険者→第1号被保険者 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	年金手帳、退職日のわかる書類（資格喪失証明書、離職票など） 
●配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金の資格を喪失した ●扶養からはずれた	第3号被保険者→第1号被保険者	年金手帳、扶養からはずれたことがわかる書類（資格喪失証明書など）